

次の書類について送達することが困難なため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び旭川市国民健康保険条例（昭和 34 年旭川市条例第 5 号）第 22 条において準用する旭川市税条例（昭和 43 年旭川市条例第 20 号）第 7 条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 14 日

旭川市長 今 津 寛 介

1 書類の通知書番号

別紙のとおり

2 書類の保管場所

旭川市市民生活部国民健康保険課

3 納付場所

旭川市指定金融機関（旭川信用金庫）

旭川市収納代理金融機関

旭川市役所（各支所及び出張所を含む。）

国民健康保険料の収納事務の受託者が指定するコンビニエンスストア

4 送達を受けるべきもの

別紙のとおり

5 納期限

2 期 令和 8 年 8 月 31 日

公 示 送 達 リ ス ト

別紙

通 知 書 番 号	氏 名	賦 課 年 度	対 象 年 度
1 2 0 1 8 8 5 9 0 0	大波 光史	R 8	R 8
2 0 0 1 6 9 1 1 0 0	出合 凌二	R 8	R 8
2 0 0 3 1 4 5 6 0 0	REN XUEBO	R 8	R 8
2 0 0 6 2 4 4 4 0 0	門 佳樹	R 8	R 8
2 0 0 9 1 5 7 5 0 0	岩佐 淳	R 8	R 8
2 0 0 9 1 8 2 3 0 0	中明 裕介	R 8	R 8